

修学支援金について Q&A

No.	区分	質問	回答
1	申請について	申請書を郵送してもらえますか。	申請書の郵送は行っていません。申請書は横須賀市(教育委員会支援教育課)のホームページに掲載してありますので、A4版で印刷して取得してください。また、支援教育課の窓口でもお配りしますので、お手数ですが受け取りに来ていただきますようお願いいたします。(行政センターや役所屋での配布は行っておりません。)
2	申請について	世帯の市県民税所得割額が0円(非課税)ですが申請できますか。	世帯の市県民税所得割額が0円(非課税)の場合、本市の修学支援金は支給の対象外となります。神奈川県高校生等奨学給付金の支給は受けられる可能性がありますので、所属高校へお問い合わせください。
3	申請について	通信制高校に在籍していますが、通学コースに在籍しており週に5日通学しています。申請はできますか。	学校へ通学されている場合であっても、在籍校が通信制高校の場合は支給の対象外となります。神奈川県高校生等奨学給付金の支給は受けられる可能性がありますので、所属高校へお問い合わせください。
4	申請について	神奈川県高校生等奨学給付金の申請をしましたが、横須賀市の修学支援金も申請することは可能ですか。	今年度から、神奈川県高校生等奨学給付金と本市修学支援金を併せて申請することが可能です。
5	申請について	生徒本人の住民票上の住所は横須賀市内ですが県外の高校に在籍しています。対象となりますか。	令和8年11月1日時点で横須賀市に住民登録がある場合には、在籍校の所在地に関わらず対象となりますので申請が可能です。
6	提出書類について	市県民税課税証明書はどこで発行できますか。また手数料はかかりますか。	市役所窓口サービス課、各行政センター、市民サービスセンター(役所屋)で発行が可能です。発行目的が、修学支援金の申請のためであれば手数料が免除され無料で発行が可能です。
7	提出書類について	兄弟で申請しますが、住民票や課税証明書の原本はそれぞれに添付して申請する必要がありますか。	住民票や課税証明書の原本はご兄弟のどちらかに添付いただければ問題ありません。ただ、原本を添付しないご兄弟にも、そのコピーは添付してください。また、コピーの余白に「原本は兄〇〇の申請書に添付しています」等と記載いただきますようお願いいたします。
8	提出書類について	母親は扶養の範囲内で働いていますが、課税証明も必要でしょうか。	扶養の範囲内で働かれている場合、その方の課税証明は必要ありません。ただ、お母様の扶養状況をお父様の課税証明の中で確認できない場合や、配偶者特別控除になっている場合は、お母様の課税証明書類の添付が必要となります。
9	提出書類について	生徒本人の兄弟が成人しており、収入があるため扶養に入っていません。住民票上同じ世帯の場合、兄弟の所得証明は必要となりますか。	扶養関係がなければそのご兄弟の課税証明も必要となります。(同居する祖父母等に関しても同じです。)

No.	区分	質問	回答
10	提出書類について	祖父母と同居していますが、住民票は別世帯です。その場合、祖父母の住民票や所得証明は必要ですか。	保護者世帯以外の親族と同居している場合、住民票上、別世帯であれば、住民票や所得証明を提出する必要はありません。
11	提出書類について	生徒本人の保護者が単身赴任等で別の住所地に住民登録をしている場合はどうしたらいいでしょうか。(例、父親が単身赴任で市外に住民登録している場合等)	保護者が単身赴任等で別の住所地に住民登録をしている場合には、その保護者の住民票及び所得証明も併せてご提出ください。
12	提出書類について	振込口座の写しはどの部分をコピーすれば良いですか。	通帳の見開きを開けていただくと、口座番号や氏名等が書かれているページがありますので、その部分をコピーし添付してください。通帳がない場合には、銀行名、店番号、口座番号、名義人名の記載がある部分のコピーを取りご提出ください。(キャッシュカード、インターネットバンキングのページ等)
13	その他	生徒本人名義の口座が無い場合、保護者名義の口座に支給してもらうことは可能ですか。	生徒本人名義の口座にのみ支給しております。そのため、生徒本人名義の口座を新規開設したうえで、ご申請いただきたいと思います。
14	その他	昨年度は修学支援金として8万円が給付されましたが、なぜ今年度は3万円なのですか。	今年度から、神奈川県高校生等奨学給付金の対象者が拡充され、世帯年収約270～380万円未満の場合は、在籍校が国公立の場合は47,900円、私立の場合は50,670円の給付金が申請により受け取れます。このことを受けて、本市修学支援金の支給額の見直しを行いました。
15	その他	計算方法が分からないので教えてください。 課税標準額 418,000円、市民税調整控除額12,540円	課税標準額×6%－市民税調整控除額が51,200円未満となる場合に対象者となります。 $418,000円 \times 6\% - 12,540円 = 12,540円$ 計算をすると51,200円を下回るため、対象者となります。
16	その他	計算方法が分からないので教えてください。 父：課税標準額 688,000円、市民税調整控除額14,100円 母：課税標準額 584,000円、市民税調整控除額1,500円	課税標準額×6%－市民税調整控除額が51,200円未満となる場合に対象者となります。 父： $688,000円 \times 6\% - 14,100円 = 27,180円$ 母： $584,000円 \times 6\% - 1,500円 = 33,540円$ $27,180 + 33,540円 = 60,720円$ 計算すると51,200円を上回るため、対象外となります。